

特定非営利活動法人はあとや  
代表者 様

宮城県環境生活部長

**督促書兼市民への説明要請書**

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号。以下「法」といいます。）第 2 9 条の規定により、毎事業年度ごとに 1 回、事業報告書等を特定非営利活動促進法施行条例（平成 1 0 年宮城県条例第 3 4 号）第 8 条に定められた期限までに提出しなければなりません。しかしながら、貴法人については期限内に提出されず、また、速やかに提出していただくよう代表者及び法人事務所宛て督促書を送付したにもかかわらず、未だに提出されていません。

つきましては、別紙「市民への説明要請」に基づき、下記 1 に掲げる点について、下記 2 により市民への説明を実施するとともに、その実施された説明内容について、当部共同参画社会推進課宛て書面にて送付いただきますよう要請します。あわせて、下記 3 に掲げる書類を平成 2 7 年 3 月 3 0 日（月）までに提出していただきますよう督促します。また、事業報告書等が提出されない場合は、法第 8 0 条第 5 号の規定により、理事及び監事は 2 0 万円以下の過料の処罰を受けることがありますので御留意願います。

さらに、この要請文書及び共同参画社会推進課へ送付のあった文書は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、当部共同参画社会推進課のホームページ上に掲載して公表いたします。

なお、本書の発送と事業報告書等の提出が行き違いとなりました場合は御容赦願います。おって、法人事務所宛て本書と同様の督促書兼市民への説明要請書を送付しています。

## 記

- 1 説明していただきたい点  
事業報告書等の提出がなされていない理由及び今後の提出の予定
- 2 市民に対する説明
  - (1) 説明の実施方法  
市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、貴法人の検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがありますが、説明内容を記載した文書を共同参画社会推進課に対して送付し、共同参画社会推進課のホームページに掲載することによって代替することもできます。  
(例)
    - ・ 貴法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の掲示、備置き及びニュースレター等への掲載
    - ・ 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
    - ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内をあらかじめ周知しておくのが望ましいと考えられます。）
  - (2) 説明の期限  
平成 2 7 年 3 月 1 6 日（月）
  - (3) 共同参画社会推進課への書面送付期限  
平成 2 7 年 3 月 2 3 日（月）（必着）
- 3 提出が必要な書類  
事業報告書等（平成 2 5 年 4 月 1 日～平成 2 6 年 3 月 3 1 日分） 2 部  
（本来の提出期限：平成 2 6 年 6 月 3 0 日）

※「事業報告書等」とは、次の（１）から（６）までの書類を指します。

- （１）事業報告書
- （２）活動計算書（当分の間、収支計算書を活動計算書とみなすことができるとされています。）
- （３）貸借対照表
- （４）財産目録
- （５）前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名、住所・居所等及び報酬の有無を記載した名簿）
- （６）前事業年度の末日における社員のうち１０人以上の者の名簿

※事業報告書等の参考様式及び記載例については、当課ホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/kanri2304.html#jigyuhoukoku>) においてダウンロードできます。

#### 4 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県環境生活部共同参画社会推進課 NPO・協働社会推進班

（参考）

- 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）（抄）

（事業報告書等の提出）

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第30条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去3年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときには、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

- 5 第25条第7項若しくは第29条（～ 中略 ～）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

- 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮城県条例第34号）（抄）

（事業報告書等の提出）

第8条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

【連絡先】環境生活部共同参画社会推進課

NPO・協働社会推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2576 F A X: 022-211-2392

E-mail: kyoshan@pref.miyagi.jp

特定非営利活動法人愛島地域包括支援センター  
代表者 様

宮城県環境生活部長

**督促書兼市民への説明要請書**

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」といいます。）第29条の規定により、毎事業年度ごとに1回、事業報告書等を特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮城県条例第34号）第8条に定められた期限までに提出しなければなりません。しかしながら、貴法人については期限内に提出されず、また、速やかに提出していただくよう代表者宛て督促書を送付したにもかかわらず、未だに提出されていません。

つきましては、別紙「市民への説明要請」に基づき、下記1に掲げる点について、下記2により市民への説明を実施するとともに、その実施された説明内容について、当部共同参画社会推進課宛て書面にて送付いただきますよう要請します。あわせて、下記3に掲げる書類を平成27年3月30日（月）までに提出していただきますよう督促します。また、事業報告書等が提出されない場合は、法第80条第5号の規定により、理事及び監事は20万円以下の過料の処罰を受けることがありますので御留意願います。

さらに、この要請文書及び共同参画社会推進課へ送付のあった文書は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、当部共同参画社会推進課のホームページ上に掲載して公表いたします。

なお、本書の発送と事業報告書等の提出が行き違いとなりました場合は御容赦願います。

## 記

1 説明していただきたい点  
事業報告書等の提出がなされていない理由及び今後の提出の予定

2 市民に対する説明

(1) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、貴法人の検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがありますが、説明内容を記載した文書を共同参画社会推進課に対して送付し、共同参画社会推進課のホームページに掲載することによって代替することもできます。

(例)

- ・ 貴法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の掲示、備置き及びニュースレター等への掲載
- ・ 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内をあらかじめ周知しておくのが望ましいと考えられます。）

(2) 説明の期限

平成27年3月16日（月）

(3) 共同参画社会推進課への書面送付期限

平成27年3月23日（月）（必着）

3 提出が必要な書類

事業報告書等（平成25年4月1日～平成26年3月31日分） 2部

（本来の提出期限：平成26年6月30日）

※「事業報告書等」とは、次の（1）から（6）までの書類を指します。

- (1) 事業報告書
- (2) 活動計算書（当分の間、収支計算書を活動計算書とみなすことができるとされています。）
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名、住所・居所等及び報酬の有無を記載した名簿）
- (6) 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿

※事業報告書等の参考様式及び記載例については、当課ホームページ (<http://www.pref.miyagi.lip/soshiki/kyosha/kanri2304.html#jigyohoukoku>) においてダウンロードできます。

#### 4 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県環境生活部共同参画社会推進課 NPO・協働社会推進班

(参考)

- 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）（抄）

(事業報告書等の提出)

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

(事業報告書等の公開)

第30条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去3年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときには、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

5 第25条第7項若しくは第29条（～ 中略 ～）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

- 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮城県条例第34号）（抄）

(事業報告書等の提出)

第8条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

【連絡先】環境生活部共同参画社会推進課

NPO・協働社会推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2576 FAX:022-211-2392

E-mail: kyoshan@pref.miyagi.jp

特定非営利活動法人 BAROQUE WORKS  
代表者 様

宮城県環境生活部長



### 督促書兼市民への説明要請書

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」といいます。）第29条の規定により、毎事業年度ごとに1回、事業報告書等を特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮城県条例第34号）第8条に定められた期限までに提出しなければなりません。しかしながら、貴法人については期限内に提出されず、また、速やかに提出していただくよう代表者宛て督促書を送付したにもかかわらず、未だに提出されていません。

つきましては、別紙「市民への説明要請」に基づき、下記1に掲げる点について、下記2により市民への説明を実施するとともに、その実施された説明内容について、当部共同参画社会推進課宛て書面にて送付いただきますよう要請します。あわせて、下記3に掲げる書類を平成27年3月30日（月）までに提出していただきますよう督促します。また、事業報告書等が提出されない場合は、法第80条第5号の規定により、理事及び監事は20万円以下の過料の処罰を受けることがありますので御留意願います。

さらに、この要請文書及び共同参画社会推進課へ送付のあった文書は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、当部共同参画社会推進課のホームページ上に掲載して公表いたします。

なお、本書の発送と事業報告書等の提出が行き違いとなりました場合は御容赦願います。

#### 記

1. 説明していただきたい点  
事業報告書等の提出がなされていない理由及び今後の提出の予定
2. 市民に対する説明
  - (1) 説明の実施方法  
市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、貴法人の検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがありますが、説明内容を記載した文書を共同参画社会推進課に対して送付し、共同参画社会推進課のホームページに掲載することによって代替することもできます。  
(例)
    - ・ 貴法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の掲示、備置き及びニュースレター等への掲載
    - ・ 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
    - ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内をあらかじめ周知しておくのが望ましいと考えられます。）
  - (2) 説明の期限  
平成27年3月16日（月）
  - (3) 共同参画社会推進課への書面送付期限  
平成27年3月23日（月）（必着）
3. 提出が必要な書類  
事業報告書等（平成25年4月1日～平成26年3月31日分） 2部  
（本来の提出期限：平成26年6月30日）  
※「事業報告書等」とは、次の（1）から（6）までの書類を指します。

- (1) 事業報告書
- (2) 活動計算書（当分の間、収支計算書を活動計算書とみなすことができるとされています。）
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名、住所・居所等及び報酬の有無を記載した名簿）
- (6) 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿

※事業報告書等の参考様式及び記載例については、当課ホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/kanri2304.html#jigyohoukoku>) においてダウンロードできます。

#### 4 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県環境生活部共同参画社会推進課 NPO・協働社会推進班

(参考)

- 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）（抄）

(事業報告書等の提出)

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

(事業報告書等の公開)

第30条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去3年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときには、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

5 第25条第7項若しくは第29条（～ 中略 ～）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

- 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮城県条例第34号）（抄）

(事業報告書等の提出)

第8条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

【連絡先】環境生活部共同参画社会推進課

NPO・協働社会推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2576 F A X: 022-211-2392

E-mail: kyoshan@pref.miyagi.jp

特定非営利活動法人 Tree Seed  
代表者 様

宮城県環境生活部長

**督促書兼市民への説明要請書**

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号。以下「法」といいます。）第 2 9 条の規定により、毎事業年度ごとに 1 回、事業報告書等を特定非営利活動促進法施行条例（平成 1 0 年宮城県条例第 3 4 号）第 8 条に定められた期限までに提出しなければなりません。しかしながら、貴法人については期限内に提出されず、また、速やかに提出していただくよう代表者及び法人事務所宛て督促書を送付したにもかかわらず、未だに提出されていません。

つきましては、別紙「市民への説明要請」に基づき、下記 1 に掲げる点について、下記 2 により市民への説明を実施するとともに、その実施された説明内容について、当部共同参画社会推進課宛て書面にて送付いただきますよう要請します。あわせて、下記 3 に掲げる書類を平成 2 7 年 3 月 3 0 日（月）までに提出していただきますよう督促します。また、事業報告書等が提出されない場合は、法第 8 0 条第 5 号の規定により、理事及び監事は 2 0 万円以下の過料の処罰を受けることがありますので御留意願います。

さらに、この要請文書及び共同参画社会推進課へ送付のあった文書は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、当部共同参画社会推進課のホームページ上に掲載して公表いたします。

なお、本書の発送と事業報告書等の提出が行き違いとなりました場合は御容赦願います。おって、法人事務所宛て本書と同様の督促書兼市民への説明要請書を送付しています。

## 記

- 1 説明していただきたい点  
事業報告書等の提出がなされていない理由及び今後の提出の予定
- 2 市民に対する説明
  - (1) 説明の実施方法  
市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、貴法人の検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがありますが、説明内容を記載した文書を共同参画社会推進課に対して送付し、共同参画社会推進課のホームページに掲載することによって代替することもできます。  
(例)
    - ・ 貴法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の掲示、備置き及びニュースレター等への掲載
    - ・ 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
    - ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内をあらかじめ周知しておくのが望ましいと考えられます。）
  - (2) 説明の期限  
平成 2 7 年 3 月 1 6 日（月）
  - (3) 共同参画社会推進課への書面送付期限  
平成 2 7 年 3 月 2 3 日（月）（必着）
- 3 提出が必要な書類  
事業報告書等（平成 2 5 年 4 月 1 日～平成 2 6 年 3 月 3 1 日分） 2 部  
（本来の提出期限：平成 2 6 年 6 月 3 0 日）

※「事業報告書等」とは、次の（１）から（６）までの書類を指します。

- （１）事業報告書
- （２）活動計算書（当分の間、収支計算書を活動計算書とみなすことができます。）
- （３）貸借対照表
- （４）財産目録
- （５）前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名、住所・居所等及び報酬の有無を記載した名簿）
- （６）前事業年度の末日における社員のうち１０人以上の者の名簿

※事業報告書等の参考様式及び記載例については、当課ホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/kanri2304.html#jigyuhoukoku>) においてダウンロードできます。

#### 4 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県環境生活部共同参画社会推進課 NPO・協働社会推進班

（参考）

- 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）（抄）

（事業報告書等の提出）

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第30条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去3年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときには、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

- 5 第25条第7項若しくは第29条（～ 中略 ～）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

- 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮城県条例第34号）（抄）

（事業報告書等の提出）

第8条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

【連絡先】環境生活部共同参画社会推進課

NPO・協働社会推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2576 F A X: 022-211-2392

E-mail: kyoshan@pref.miyagi.jp



特定非営利活動法人がんばっと！！玉浦  
代表者 様

宮城県環境生活部長



### 督促書兼市民への説明要請書

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」といいます。）第29条の規定により、毎事業年度ごとに1回、事業報告書等を特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮城県条例第34号）第8条に定められた期限までに提出しなければなりません。しかしながら、貴法人については期限内に提出されず、また、速やかに提出していただくよう代表者宛て督促書を送付したにもかかわらず、未だに提出されていません。

つきましては、別紙「市民への説明要請」に基づき、下記1に掲げる点について、下記2により市民への説明を実施するとともに、その実施された説明内容について、当部共同参画社会推進課宛て書面にて送付いただきますよう要請します。あわせて、下記3に掲げる書類を平成27年3月30日（月）までに提出していただきますよう督促します。また、事業報告書等が提出されない場合は、法第80条第5号の規定により、理事及び監事は20万円以下の過料の処罰を受けることがありますので御留意願います。

さらに、この要請文書及び共同参画社会推進課へ送付のあった文書は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、当部共同参画社会推進課のホームページ上に掲載して公表いたします。

なお、本書の発送と事業報告書等の提出が行き違いとなりました場合は御容赦願います。おって、法人事務所宛て本書と同様の督促書兼市民への説明要請書を送付しています。

#### 記

- 1 説明していただきたい点  
事業報告書等の提出がなされていない理由及び今後の提出の予定
- 2 市民に対する説明
  - (1) 説明の実施方法  
市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、貴法人の検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがありますが、説明内容を記載した文書を共同参画社会推進課に対して送付し、共同参画社会推進課のホームページに掲載することによって代替することもできます。  
(例)
    - ・ 貴法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の掲示、備置き及びニュースレター等への掲載
    - ・ 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
    - ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内をあらかじめ周知しておくのが望ましいと考えられます。）
  - (2) 説明の期限  
平成27年3月16日（月）
  - (3) 共同参画社会推進課への書面送付期限  
平成27年3月23日（月）（必着）
- 3 提出が必要な書類  
事業報告書等（平成25年4月1日～平成26年3月31日分） 2部  
（本来の提出期限：平成26年6月30日）

※「事業報告書等」とは、次の（１）から（６）までの書類を指します。

- （１）事業報告書
- （２）活動計算書（当分の間、収支計算書を活動計算書とみなすことができるとされています。）
- （３）貸借対照表
- （４）財産目録
- （５）前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名、住所・居所等及び報酬の有無を記載した名簿）
- （６）前事業年度の末日における社員のうち１０人以上の者の名簿

※事業報告書等の参考様式及び記載例については、当課ホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/kanri2304.html#jigyuhoukoku>) においてダウンロードできます。

#### 4 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県環境生活部共同参画社会推進課 NPO・協働社会推進班

（参考）

#### ○ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）（抄）

（事業報告書等の提出）

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第30条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去3年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときには、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

5 第25条第7項若しくは第29条（～ 中略 ～）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

#### ○ 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮城県条例第34号）（抄）

（事業報告書等の提出）

第8条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

【連絡先】環境生活部共同参画社会推進課

NPO・協働社会推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2576 F A X: 022-211-2392

E-mail: kyoshan@pref.miyagi.jp

特定非営利活動法人BOND&JUSTICE  
代表者 様

宮城県環境生活部長

**督促書兼市民への説明要請書**

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」といいます。）第29条の規定により、毎事業年度ごとに1回、事業報告書等を特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮城県条例第34号）第8条に定められた期限までに提出しなければなりません。しかしながら、貴法人については期限内に提出されず、また、速やかに提出していただくよう代表者宛て督促書を送付したにもかかわらず、未だに提出されていません。

つきましては、別紙「市民への説明要請」に基づき、下記1に掲げる点について、下記2により市民への説明を実施するとともに、その実施された説明内容について、当部共同参画社会推進課宛て書面にて送付いただきますよう要請します。あわせて、下記3に掲げる書類を平成27年3月30日（月）までに提出していただきますよう督促します。また、事業報告書等が提出されない場合は、法第80条第5号の規定により、理事及び監事は20万円以下の過料の処罰を受けることがありますので御留意願います。

さらに、この要請文書及び共同参画社会推進課へ送付のあった文書は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、当部共同参画社会推進課のホームページ上に掲載して公表いたします。

なお、本書の発送と事業報告書等の提出が行き違いとなりました場合は御容赦願います。おって、法人事務所宛て本書と同様の督促書兼市民への説明要請書を送付しています。

## 記

- 1 説明していただきたい点  
事業報告書等の提出がなされていない理由及び今後の提出の予定
- 2 市民に対する説明
  - (1) 説明の実施方法  
市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、貴法人の検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがありますが、説明内容を記載した文書を共同参画社会推進課に対して送付し、共同参画社会推進課のホームページに掲載することによって代替することもできます。  
(例)
    - ・ 貴法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の掲示、備置き及びニュースレター等への掲載
    - ・ 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
    - ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内をあらかじめ周知しておくのが望ましいと考えられます。）
  - (2) 説明の期限  
平成27年3月16日（月）
  - (3) 共同参画社会推進課への書面送付期限  
平成27年3月23日（月）（必着）
- 3 提出が必要な書類  
事業報告書等（平成25年4月1日～平成26年3月31日分） 2部  
（本来の提出期限：平成26年6月30日）

※「事業報告書等」とは、次の（１）から（６）までの書類を指します。

- （１）事業報告書
- （２）活動計算書（当分の間、収支計算書を活動計算書とみなすことができるとされています。）
- （３）貸借対照表
- （４）財産目録
- （５）前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名、住所・居所等及び報酬の有無を記載した名簿）
- （６）前事業年度の末日における社員のうち１０人以上の者の名簿

※事業報告書等の参考様式及び記載例については、当課ホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/kanri2304.html#jigyuhoukoku>) においてダウンロードできます。

#### 4 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県環境生活部共同参画社会推進課 NPO・協働社会推進班

（参考）

- 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）（抄）

（事業報告書等の提出）

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第30条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去3年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときには、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

- 5 第25条第7項若しくは第29条（～ 中略 ～）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

- 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮城県条例第34号）（抄）

（事業報告書等の提出）

第8条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

【連絡先】環境生活部共同参画社会推進課

NPO・協働社会推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2576 F A X: 022-211-2392

E-mail: kyoshan@pref.miyagi.jp

特定非営利活動法人日本保証協会  
代表者 様

宮城県環境生活部長



### 督促書兼市民への説明要請書

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」といいます。）第29条の規定により、毎事業年度ごとに1回、事業報告書等を特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮城県条例第34号）第8条に定められた期限までに提出しなければなりません。しかしながら、貴法人については期限内に提出されず、また、速やかに提出していただくよう代表者宛て督促書を送付したにもかかわらず、未だに提出されていません。

つきましては、別紙「市民への説明要請」に基づき、下記1に掲げる点について、下記2により市民への説明を実施するとともに、その実施された説明内容について、当部共同参画社会推進課宛て書面にて送付いただきますよう要請します。あわせて、下記3に掲げる書類を平成27年3月30日（月）までに提出していただきますよう督促します。また、事業報告書等が提出されない場合は、法第80条第5号の規定により、理事及び監事は20万円以下の過料の処罰を受けることがありますので御留意願います。

さらに、この要請文書及び共同参画社会推進課へ送付のあった文書は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、当部共同参画社会推進課のホームページ上に掲載して公表いたします。

なお、本書の発送と事業報告書等の提出が行き違いとなりました場合は御容赦願います。おって、法人事務所宛て本書と同様の督促書兼市民への説明要請書を送付しています。

#### 記

- 1 説明していただきたい点  
事業報告書等の提出がなされていない理由及び今後の提出の予定
- 2 市民に対する説明
  - (1) 説明の実施方法  
市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、貴法人の検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがありますが、説明内容を記載した文書を共同参画社会推進課に対して送付し、共同参画社会推進課のホームページに掲載することによって代替することもできます。  
(例)
    - ・ 貴法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の掲示、備置き及びニュースレター等への掲載
    - ・ 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
    - ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内をあらかじめ周知しておくのが望ましいと考えられます。）
  - (2) 説明の期限  
平成27年3月16日（月）
  - (3) 共同参画社会推進課への書面送付期限  
平成27年3月23日（月）（必着）
- 3 提出が必要な書類  
事業報告書等（平成25年4月1日～平成26年3月31日分） 2部  
（本来の提出期限：平成26年6月30日）

※「事業報告書等」とは、次の（１）から（６）までの書類を指します。

- （１）事業報告書
- （２）活動計算書（当分の間、収支計算書を活動計算書とみなすことができるとされています。）
- （３）貸借対照表
- （４）財産目録
- （５）前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名、住所・居所等及び報酬の有無を記載した名簿）
- （６）前事業年度の末日における社員のうち１０人以上の者の名簿

※事業報告書等の参考様式及び記載例については、当課ホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/kanri2304.html#jigyouchoukoku>) においてダウンロードできます。

#### 4 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県環境生活部共同参画社会推進課 NPO・協働社会推進班

（参考）

- 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）（抄）

（事業報告書等の提出）

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第30条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去3年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときには、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

- 5 第25条第7項若しくは第29条（～ 中略 ～）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

- 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮城県条例第34号）（抄）

（事業報告書等の提出）

第8条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

【連絡先】環境生活部共同参画社会推進課 NPO・協働社会推進班 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話：022-211-2576 F A X: 022-211-2392 E-mail: kyoshan@pref.miyagi.jp
--